文書を、都道府県の選挙管理委員会等に提出しなければならないものとした。（第一一一条の六第一項及び第二項関係）

(1)　法第一五〇条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体（同号イ(1)に該当する政党その他の政治団体であるもの　五人要件文書並びに当該五人要件文書にその氏名を記載されることについての衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該五人要件文書に一定の者を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書

(2)　法第一五〇条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(2)に該当する政党その他の政治団体であるもの　直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数を記載した文書

(二)　法第一五〇条第六項ただし書に規定する政令で定める場合は、同条第一項第二号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同条第六項第二号に掲げる政党その他の政治団体のうち、法第八六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として法第八六条の七第一項の規定による届出をしたものである場合とした。（第一一一条の六第三項関係）

(三)　中央選挙管理会は、参議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる参議院選挙区選出議員の選挙の期日の公示又は告示があった日に、法第一五〇条第六項各号に掲げる政党その他の政治団体（一定のものを除く。）の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を、都道府県の選挙管理委員会等に通知しなければならないものとした。（第一一一条の七関係）

(四)　推薦団体又は確認団体に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等について、参議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等と同様とした。（第一一一条の八関係）

4　参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関する手話通訳者への報酬の支給に係る規定の整備

法第一九七条の二第五項に規定する政令で定める場合は、法第百五〇条第一項第二号イ又はロに掲げる者が同条第二項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が法第一九七条の二第二項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときとした。（第一二九条第七項関係）

5　この政令による改正後の公職選挙法施行令第八八条の五第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八八条の六第二項、第三項及び第七項、第一一一条の四第二項、第一一一条の五第一項から第三項まで、第一一一条の六から第一一一条の八まで並びに第一二九条第七項及び第九項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとした。（附則第二項関係）

6　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第六五号）の施行の日（平成三〇年一二月二五日）から施行するものとした。

◇統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三四五号）（総務省）

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三四号）の施行期日は、平成三一年五月一日とすることとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第三四六号）（総務省）

1　統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三四号）の施行に伴い、行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者が、国等に納めなければならない手数料の額及び納付の方法を定めることとした。（第一二条関係）

2　この政令は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三一年五月一日）から施行することとした。

◇地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（政令第三四七号）（総務省）

1　経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結に伴う改正に関する事項

(一)　経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）が適用となることを趣旨に追加するものとした。（第一条関係）

(二)　欧州連合の供給者の定義を新たに設けるとともに、日欧協定により追加されたサービスを特定役務に追加するものとした。（第二条関係）

(三)　中核市の締結する調達契約を適用対象とするものとした。ただし、中核市の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する調達契約、中核市の経営する電気事業に係る調達契約及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する調達契約であって当該調達契約に係る中核市の行為を秘密にする必要があるものについては、適用対象としないものとした。（第三条関係）

(四)　特定地方公共団体の経営する電気事業に係る調達契約を適用対象とするものとした。（第三条関係）

(五)　中核市の長は、地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）第一六七条の五の二の規定により特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めた場合には、次のいずれにも該当する場合を除き、欧州連合の供給者が当該資格を有する者であるかどうかにかかわらず、欧州連合の供給者を当該資格を有する者として取り扱わなければならないものとした。（第五条関係）

(1)　地方自治法施行令第一六七条の五第一項の規定により当該入札に参加する者の経営の規模に関する必要な資格を定めた場合には、日欧協定の附属書一〇第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の中小企業が当該資格を有する者に含まれる場合として総務大臣が定める場合に該当する場合

(2)　(1)に掲げるもののほか、地方自治法施行令第一六七条の四、第一六七条の五第一項及び第一六七条の五の二の規定により当該入札に参加する者に必要な資格を定めた理由及び当該資格の内容が、日欧協定の附属書一〇第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の規定の適用のための要件として総務大臣が定める要件に適合する場合

2　この政令は、日欧協定の効力発生の日から施行するものとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第三四八号）（厚生労働省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の保育所に係る居室の面積の特例を講ずる期限を、平成三五年三月三一日に延長することとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（条約第一四号）（外務省）

この改正は、オゾン層を破壊する物質の代替物質として使用が増大した高い温室効果を有するハイドロフルオロカーボン（HFC）を、議定書の下で、生産、消費等の規制及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質に追加すること等を目的とするものである。この改正は、議定書の改正に関する第一条、平成一一年（一九九九年）の改正との関係に関する第二条、気候変動に関する国際連合枠組条約及び同条約の京都議定書との関係に関する第三条、この改正の効力発生に関する第四条並びにこの改正の暫定的適用に関する第五条から成り、その概要は、次のとおりである。

1　議定書の改正（括弧内の条文番号は、改正後の議定書における条文番号を指す。）

(一)　新たな規制措置の設定（第二条のJ関係）

(1)　締約国は、附属書Fに掲げる規制物質（一八種類のHFC）の消費量及び生産量の算定値（各規制物質が有する温室効果の度合いを考慮して算出した値）を次のとおり規制する。

イ　消費量の算定値については、次の(イ)と(ロ)とを加えた値に対して次の表に定める比率を超えないこと。

(イ)　附属書Fに掲げる規制物質の平成二三年（二〇一一年）から平成二五年（二〇一三年）までの各年の消費量の算定値の平均値